

坂道に設置していた高所作業車が逸走し、高所作業車のアウトリガーの底面と、道路脇の側溝との間に挟まれた

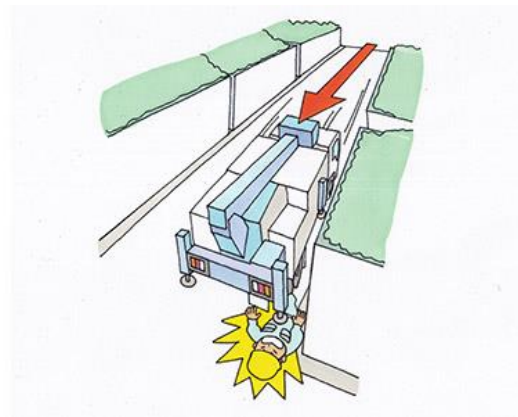
発生状況

住宅街の道路（坂道）上にて、電柱の先端付近にある金具等の点検補修を行うため、作業員2名で高所作業車を設置する作業を行っていたところ、当該車両が逸走し始めたため、当該車両後部にいた被災者は、手で押して止めようとしたが逸走は止まらず、当該車両と共に坂道を下った。

被災者は、その坂道を下りきった付近の道路脇の蓋がない側溝に足を取られ、仰向けに転倒し、高所作業車の後部右側にあるアウトリガー底面と側溝との間に腹部を挟まれた。

なお、高所作業車は安全性を確保するため、設置可能な路面の斜度の範囲を超えるとエラー表示が出て、ブームの起伏操作が行えなくなる。

本件でも、当該車両が設置されていた坂道の路面斜度が（11.5度）であり、エラー表示が出ていた。しかし、2名の作業員は、エラー表示の存在やその対応方法について知らなかった。



この災害の原因としては、次のようなことが考えられる。

- 1 高所作業車を設置可能な路面斜度を超える坂道に、当該車両を設置したこと。
- 2 高所作業車のエラー表示が出現した場合の対応方法について、作業員に周知徹底されていなかったこと。
- 3 高所作業車の設置にあたり、アウトリガーの格納手順を誤ったこと。

類似災害の防止のためには、次のような対策の徹底が必要である。

- 1 高所作業車の性能について、路面斜度の適正範囲を関係労働者に周知すること。また、高所作業車を設置し作業を行う場合は、路面の斜度を予め計測し、適正範囲を超える場合には当該車両を使用せず、直接電柱に登って作業を行うなど、高所作業車に依らない作業方法を指示徹底すること。

- 2 高所作業車を坂道に設置する場合は、作業マニュアル通り、設置することを徹底すること。
- 3 高所作業車の設置にあたっては、当該車両がノーブレーキ状態にならないようにすること。
- 4 高所作業車を設置した際、エラー表示が出現した場合の対応方法について、安全教育を実施し、関係労働者に周知徹底すること。